

入札説明書

令和7年3月3日千葉市公告第216号により公告した「千葉市学齢簿・就学援助システム等におけるソフトウェアライセンス等提供業務」の入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

千葉市学齢簿・就学援助システム等におけるソフトウェアライセンス等提供業務

(2) 提供期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(3) 履行場所

千葉市教育委員会事務局学校教育部学事課及び本市が指定又は承認する場所

2 競争入札参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和6・7年度千葉市物品入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められて（以下「入札参加資格の認定」という。）いる者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの

3 入札参加資格確認申請書の提出

一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書及び関係資料を提出し入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期間

公告の日の翌日から令和7年3月11日（火）まで

（日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後4時30分まで）

(2) 提出場所

千葉市教育委員会事務局学校教育部学事課

(3) 提出方法

持参

(4) 確認通知

令和7年3月12日(水)までに申請者に入札参加資格確認結果通知書を発送する。

4 仕様書等に関する質問について

(1) 受付期間

公告の翌日から令和7年3月12日(水)まで

(2) 質問方法

「仕様書等に関する質問書」を、千葉市教育委員会事務局学校教育部学事課(メールアドレス gakuji.EDS@city.chiba.lg.jp)へメール送付すること。メール送付がない場合は、「質問事項無し」とみなします。

(3) 回答方法

千葉市「入札の情報など」のポータルページの「発注情報一覧」内の「その他」のリンク(<https://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsu-joho/anken/other/index.html>)の当事業の箇所に、令和7年3月14日(金)までに随時掲載する。

5 入札手続等

(1) 入札・開札の日時及び場所

日 時 令和7年3月24日(月) 午前10時00分

場 所 千葉市役所(市庁舎10階 教育委員会入札室)

入札参加資格確認結果通知書の提示を求めますので必ず持参すること。

(2) 入札方法

入札者は、原則として前記(1)の入札・開札の日時及び場所に出席して所定の入札書をもって商号及び入札件名を記載した封筒に入れ提出すること。

ただし、郵便による入札の場合は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」と朱書して、後記8の契約事務担当課宛とし、日曜日、土曜日及び休日を除く入札日前日の午後1時00分までに書留郵便にて必着のこと。

(3) 入札書に記載する金額

入札金額は、本件に要する一切の諸経費を含め見積もること。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額の110分の100相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札時の提出書類

入札の際には、入札書のほか、以下の書類を提出すること。書類の提出がない場合、又は、内容が不明瞭である場合は、当該入札は無効とする。

ア 委任状(代理人が入札・開札に立ち会う場合のみ)

(5) 入札保証金

要(ただし、千葉市契約規則第8条に該当する場合は、免除とする。)

(6) 落札者の決定方法

千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、著しく低価格の場合は当該入札者に照会することがある。

(7) 無効となる入札

千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

6 開札に立会う者に関する事項

開札に立会う者は、入札者又はその代理人とする。代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札に関する権限の委任を受けなければならない。

7 再度入札の実施

(1) 開札において予定価格に達する価格の入札がなく、落札者がいないときは、直ちに再度入札を行う。

(2) 再度入札の回数は、2回する。

(3) 再度入札には、前回の入札に参加しなかった者、開札に立会わなかった者又は、前回の入札で無効とされた者は参加できない。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

要（ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。）

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等の閲覧

千葉市契約規則等は、後記9の契約事務担当課で閲覧できる。

9 契約事務担当課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号（本庁舎10階）

千葉市教育委員会事務局学校教育部学事課

電話 043-245-5927

Email gakuji.EDS@city.chiba.lg.jp

10 その他

本契約に係る令和7年度予算が議会の議決を得られない場合は、契約手続を中止する。この場合において、本市は落札者に対して一切の費用を負担しないものとする。